

令和5年度

主要施策の成果説明書

北海道後期高齢者医療広域連合

令和5年度主要施策の成果説明書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第233条第5項の規定により、決算を議会の認定に付するに当たり、令和5年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計及び令和5年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計歳入歳出決算に係る主要な施策の成果を説明する書類を提出する。

令和6年11月11日提出

北海道後期高齢者医療広域連合長 原 田 裕

目 次

1	令和5年度決算について	1
2	令和5年度一般会計決算について	3
	①歳入に関する説明	5
	②歳出に関する説明	7
3	令和5年度医療会計決算について	11
	①歳入に関する説明	15
	②歳出に関する説明	21
4	令和5年度市町村負担金納入額一覧表	
	【別表1】市町村事務費負担金	28
	【別表2】保険料等負担金及び療養給付費負担金	32
5	基金調書	36

凡例

○ 本文及び表中にて用いている略称は次のとおり。

- ・ 高齢者の医療の確保に関する法律・・・法
- ・ 北海道後期高齢者医療広域連合・・・広域連合
- ・ 後期高齢者医療会計・・・医療会計
- ・ 北海道後期高齢者医療広域連合運営安定化基金・・・運営安定化基金
- ・ 北海道後期高齢者医療広域連合財政調整基金・・・財政調整基金

1 令和5年度決算について

〔総括〕

後期高齢者医療制度は開始から15年以上が経過し、制度開始当初約616,000人であった本制度の被保険者数は令和6年3月末で898,813人、前年同期と比べて24,640人、2.82%増加している。また、財政面では、広域連合の支出の大半を占める療養給付費の令和5年度実績は、約8,906億円となり、前年度と比べると4.0%の増となっている。令和4年から団塊世代が75歳を迎えているなど今後も被保険者数の増加、それに伴う医療費の上昇が見込まれる一方で、制度を支える現役世代が減少するという厳しい環境の中、当広域連合としては市町村と連携しながら安定的かつ円滑な制度の運営に努めているところである。

このような中で、令和5年度の広域連合の事業運営においては、保険給付を円滑かつ適正に行うとともに、レセプト点検をはじめ、重複・頻回受診者に対する訪問指導への支援、医療費通知や後発医薬品利用差額通知などの医療費適正化事業の実施、第三者行為求償業務の適正化に努めた。また、第2期保健事業実施計画に基づき、健康診査・歯科健診などの保健事業等の推進を図り、被保険者の健康増進に努めるなど、市町村などと連携して取り組み、安定的な制度運営に努めた。

また、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する周知広報等に取り組んだ。

① 一般会計

歳入歳出予算の総額を当初31億1,904万6,000円と定めたが、前年度剰余金の繰越や前年度国庫支出金の確定に伴う返還金などの補正を行ったため、予算現額としては33億2,936万円(前年度比46.7%増)となった。

歳入の決算額は33億2,809万9,131円(前年度比53.0%増)となった。

歳入の主なものは、構成市町村からの負担金25億4,015万2,000千円(歳入全体の割合76.3%)、財政調整基金からの繰入金6億7,833万円(同20.4%)となった。

歳出の決算額は31億9,806万5,881円(前年度比63.1%増)となった。

歳出の主なものは、諸支出金28億2,042万7,427円(歳出全体の割合88.2%)で、そのうち医療会計への繰出金28億2,038万1,798円が大部分を占めている。次いで広域連合の管理及び運営に要した経費である総務管理費3億7,542万7,041円(同11.7%)が多く、そのうち一般会計に属する派遣職員に係る人件費負担金が1億1,119万9,550円(同3.5%)となった。

歳入歳出差引額は1億3,003万3,250円(前年度比39.5%減)で実質収支も同額となったが、この中には、次年度における市町村事務費負担金及び国庫補助金の精算に要する財源の充当分が含まれている。

② 医療会計

歳入歳出予算の総額を当初9,527億900万2,000円と定めたが、前年度剰余金の運営安定化基金への積立や国庫支出金等の確定に伴う返還金などの補正を行ったため、予算現額としては9,786億1,749万4,000円(前年度比3.1%増)となった。

歳入の決算額は9,552億4,707万6,964円(前年度比2.8%増)となった。

歳入の主なものは、被保険者から徴収した保険料や保険給付費に対する負担金である市町村支出金1,559億8,988万1,693円(歳入全体の割合16.8%)、保険給付費、保健事業等の円滑な実施のための国庫支出金3,151億1,921万9,206円(同33.9%)、保険給付費に対する道支出金798億7,677万891円(同8.6%)、各保険者からの後期高齢者支援金としての支払基金交付金3,551億1,597万5,558円(同38.2%)となった。

歳出の決算額は9,248億721万895円（前年度比3.2%増）となった。

歳出の主なものは、後期高齢者医療費のうち保険給付費9,080億4,331万4,549円で歳出全体の98.2%を占めている。そのうち療養給付費等は8,906億4,294万2,140円（歳出全体の割合96.3%）、運営安定化基金費115億1,604万5,331円（同1.2%）、審査支払手数料16億6,851万1,494円（同0.2%）、葬祭費16億3,146万円（同0.2%）などとなった。後期高齢者医療費のうちの制度の運用に要する総務管理費は18億2,613万8,338円（同0.2%）で、さらにそのうちの給付関連などの業務委託費や派遣元団体への人件費負担金などの一般管理費7億8,839万5,351円、電算処理システム費は10億3,770万3,705円などとなった。

諸支出金のうち国庫支出金等返還金などの償還金及び還付加算金等は147億3,346万846円（同1.6%）となった。

歳入歳出差引額は、304億3,986万6,069円（前年度比7.5%減）となり、うち翌年度へ繰り越すべき財源（繰越明許費）が11億8,905万5,000円、実質収支は292億5,081万1,069円となった。繰越明許費は国の次期標準システムの開発期間延期に伴い、事業が令和5年度から令和6年度にわたって実施することになり、関係経費の支出が令和5年度中に終わらないため繰り越すことになったものである。実質収支の中には次年度における国庫支出金や支払基金交付金等の精算に要する財源の充当分も含まれている。

③ 基金

医療給付に係る財源の年度間調整や被保険者の健康づくりに必要な事業の実施を目的としている「運営安定化基金」は、令和5年度末現在高は174億3,096万3,427円（前年度比2.9%減）となった。

また、地方自治法に則った決算剰余金の処分により財政の健全な運営に資することや臨時的な施策等に対応することを目的としている「財政調整基金」は、令和5年度末現在高3億6,580万2,740円（同49.6%減）となった。

〔 令和5年度決算額総括表 〕

（単位：円）

区分	歳入総額 A	歳出総額 B	差引額 (A-B) C	翌年度へ繰り越すべき財源 D	実質収支額 (C-D) E	令和4年度 実質収支額 F	単年度収支額 (E-F) G
一般会計	3,328,099,131	3,198,065,881	130,033,250	0	130,033,250	214,878,215	▲ 84,844,965
医療会計	955,247,076,964	924,807,210,895	30,439,866,069	1,189,055,000	29,250,811,069	32,903,185,562	▲ 3,652,374,493
合計	958,575,176,095	928,005,276,776	30,569,899,319	1,189,055,000	29,380,844,319	33,118,063,777	▲ 3,737,219,458

2 令和5年度一般会計決算について

(1) 歳入

1 款 分担金及び負担金 (収入済額 25億4,015万2,000円)

広域連合の運営に要する事務費についての市町村の負担金である。医療会計の事務費相当額も含めて一般会計で収入しており、繰出金により医療会計へ支出している。負担金の市町村別内訳については、28ページ別表1のとおりである。

2 款 国庫支出金 (収入済額 132万6,360円)

特別調整交付金のうち、「意見を聞く場」である運営協議会の開催等に対する補助として91万6,259円の収入があった。

3 款 財産収入 (収入済額 3万9,241円)

財政調整基金に対する預金利子として3万9,241円の収入があった。

4 款 繰入金 (収入済額 6億7,833万円)

令和4年度市町村事務費負担金精算並びに標準システム機器更改業務及びクラウド化対応業務にかかわる費用の財源に充てるため、財政調整基金繰入金として6億7,833万円を取り崩した。

5 款 繰越金 (収入済額 1億743万8,215円)

令和4年度の一般会計決算剰余金2億1,487万8,215円のうち、財政調整基金へ1億744万円を積み立て、その残額1億743万8,215円を令和5年度へ繰り越した。

6 款 諸収入 (収入済額 81万3,315円)

一般会計の令和5年度歳計現金預金利子として9万445円、借り上げ公宅使用料等の雑入として72万2,870円の収入があった。

(2) 歳出

1 款 議会費 (支出済額 198万6,553円)

広域連合における令和5年度議会の運営に要した経費である。令和5年度は、3回の議会を開催した。

2 款 総務費 (支出済額 3億7,565万1,901円)

総務費では、広域連合の管理運営に係る事務費や一般会計に属する総務系の職員の人件費、広域連合における周知広報経費、広域連合に設置する運営協議会経費等のほか、選挙管理委員会及び監査委員の経費を支出した。

広域連合の職員は、市町村から派遣及び国保連合会から出向されており、時間外勤務手当等の直接支給分を除く人件費相当分を負担金として、派遣及び出向元団体へ支出した。

なお、広域連合が実施した広報事業業務委託の事業内訳については下表のとおり。

○令和5年度に広域連合が実施した広報事業業務委託一覧 2,273万6,736円

広報媒体	実施回数	備考
リーフレット製作	2回	令和5年度版制度説明リーフレット(7月送付)及び令和6年度版制度説明リーフレット(3月送付)を製作し、市町村及び医療機関等へ配布
新聞折り込み	2回	被保険者証の更新の周知及び保険料率改定周知を図るため、道内5紙に折り込み
ポスター製作	1回	被保険者証の更新の周知のために製作し、市町村及び医療機関等へ配布
ホームページ管理業務	通年	ホームページの管理運用を委託
北海道後期高齢者医療広域連合第4次広域計画	1回	北海道後期高齢者医療広域連合第4次広域計画の策定に当たり、冊子及び概要版リーフレットを製作し、周知のため関係機関へ送付

3 款 公債費 (支出済額 0円)

歳計現金の不足に対応するため、一時借入金の支払利子を予算計上していたが、令和5年度は一時借入金の借入れ実績がなかった。

4 款 諸支出金 (支出済額 28億2,042万7,427円)

市町村からの事務費負担金のうち、医療会計の事務費相当分等のため、28億2,038万1,798円を医療会計へ繰り出した。

さらに、令和4年度の国からの後発医薬品の使用促進のための普及・啓発に要する経費に関わる超過交付分を「国庫支出金等返還金」として4万5,629円を返還した。

5 款 予備費 (支出済額 0円)

不測の事態に備えるため100万円の予備費を予算計上したが、予備費充用はなかった。

①歳入に関する説明（一般会計）

（単位：円） ※ 〈〉内は前年度数値

科 目	予算現額	調 定 額	収入済額	収入未済額	説 明								
1. 分担金及び負担金	2,540,152,000 〈1,771,622,000〉	2,540,152,000 〈1,771,622,000〉	2,540,152,000 〈1,771,622,000〉	0 〈0〉									
1. 負担金	2,540,152,000 〈1,771,622,000〉	2,540,152,000 〈1,771,622,000〉	2,540,152,000 〈1,771,622,000〉	0 〈0〉									
1. 市町村負担金	2,540,152,000 〈1,771,622,000〉	2,540,152,000 〈1,771,622,000〉	2,540,152,000 〈1,771,622,000〉	0 〈0〉	<p>◎北海道後期高齢者医療広域連合規約第19条の規定に基づき共通経費として市町村から収入した事務費負担金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>均等割</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>高齢者人口割</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>人口割</td> <td>50%</td> </tr> </tbody> </table> <p>負担金の市町村別内訳は、28ページ別表1のとおりである。 当該年度の負担金については、概算の金額による収入となり、翌年度で精算する。</p>	区 分	負担割合	均等割	10%	高齢者人口割	40%	人口割	50%
区 分	負担割合												
均等割	10%												
高齢者人口割	40%												
人口割	50%												
2. 国庫支出金	833,000 〈11,025,000〉	1,326,360 〈8,276,639〉	1,326,360 〈8,276,639〉	0 〈0〉									
1. 国庫補助金	833,000 〈11,025,000〉	1,326,360 〈8,276,639〉	1,326,360 〈8,276,639〉	0 〈0〉									
1. 調整交付金	833,000 〈11,025,000〉	1,326,360 〈8,276,639〉	1,326,360 〈8,276,639〉	0 〈0〉	<p>◎特別調整交付金</p> <p>令和5年度特別調整交付金のうち、「意見を聞く場」の設置及び後発医薬品の普及・啓発等に要した経費に対する補助</p>								
3. 財産収入	40,000 〈92,000〉	39,241 〈91,896〉	39,241 〈91,896〉	0 〈0〉									
1. 財産運用収入	40,000 〈92,000〉	39,241 〈91,896〉	39,241 〈91,896〉	0 〈0〉									
1. 利子及び配当金	40,000 〈92,000〉	39,241 〈91,896〉	39,241 〈91,896〉	0 〈0〉	<p>◎財政調整基金利子収入</p> <p>財政調整基金に対する預金利子</p>								

科 目	予算現額	調 定 額	収入済額	収入未済額	説 明
4. 繰入金	678,330,000 〈332,231,000〉	678,330,000 〈242,796,300〉	678,330,000 〈242,796,300〉	0 〈0〉	
1. 基金繰入金	678,330,000 〈332,231,000〉	678,330,000 〈242,796,300〉	678,330,000 〈242,796,300〉	0 〈0〉	
1. 財政調整基金	678,330,000 〈332,231,000〉	678,330,000 〈242,796,300〉	678,330,000 〈242,796,300〉	0 〈0〉	◎財政調整基金繰入金 令和4年度市町村事務費負担金精算と標準システム機器更改業務及びクラウド化対応業務にかかわる費用の財源として、財政調整基金から6億7,833万円を取り崩した。
5. 繰越金	107,439,000 〈151,294,000〉	107,438,215 〈151,293,369〉	107,438,215 〈151,293,369〉	0 〈0〉	
1. 繰越金	107,439,000 〈151,294,000〉	107,438,215 〈151,293,369〉	107,438,215 〈151,293,369〉	0 〈0〉	
1. 繰越金	107,439,000 〈151,294,000〉	107,438,215 〈151,293,369〉	107,438,215 〈151,293,369〉	0 〈0〉	◎繰越金 令和4年度の一般会計決算剰余金2億1,487万8,215円のうち、財政調整基金へ1億744万円を積み立て、その残額1億743万8,215円を令和5年度へ繰り越した。
6. 諸収入	2,566,000 〈2,614,000〉	813,315 〈1,545,212〉	813,315 〈1,545,212〉	0 〈0〉	
1. 預金利子	76,000 〈121,000〉	90,445 〈113,366〉	90,445 〈113,366〉	0 〈0〉	
1. 預金利子	76,000 〈121,000〉	90,445 〈113,366〉	90,445 〈113,366〉	0 〈0〉	◎歳計現金預金利子
2. 雑入	2,490,000 〈2,493,000〉	722,870 〈1,431,846〉	722,870 〈1,431,846〉	0 〈0〉	
1. 雑入	2,490,000 〈2,493,000〉	722,870 〈1,431,846〉	722,870 〈1,431,846〉	0 〈0〉	◎公宅使用料 ◎その他雑入
					※決算額 565,530 ※決算額 157,340
合 計	3,329,360,000 〈2,268,878,000〉	3,328,099,131 〈2,175,625,416〉	3,328,099,131 〈2,175,625,416〉	0 〈0〉	

②歳出に関する説明（一般会計）

（単位：円） ※ 〈〉内は前年度数値

科 目	予算現額	決 算 額	不 用 額	説 明																				
1. 議会費	5,457,000 〈4,179,000〉	1,986,553 〈1,743,125〉	3,470,447 〈2,435,875〉																					
1. 議会費	5,457,000 〈4,179,000〉	1,986,553 〈1,743,125〉	3,470,447 〈2,435,875〉																					
1. 議会費	5,457,000 〈4,179,000〉	1,986,553 〈1,743,125〉	3,470,447 〈2,435,875〉	<p>◎議会運営に要した経費</p> <p>○広域連合議会開催状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>会 議 区 分</th> <th>開催日</th> <th>出席議員数</th> <th>場 所</th> <th>主な審議事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和5年第1回臨時会</td> <td>R5.8.8</td> <td>21名</td> <td>ホテル ノースシティ</td> <td>補正予算ほか</td> </tr> <tr> <td>令和5年第2回定例会</td> <td>R5.11.20</td> <td>24名</td> <td>国保会館5階 大会議室</td> <td>決算認定、補正 予算ほか</td> </tr> <tr> <td>令和6年第1回定例会</td> <td>R6.2.13</td> <td>22名</td> <td>国保会館5階 大会議室</td> <td>当初予算、第4 次広域計画、条 例改正ほか</td> </tr> </tbody> </table>	会 議 区 分	開催日	出席議員数	場 所	主な審議事項	令和5年第1回臨時会	R5.8.8	21名	ホテル ノースシティ	補正予算ほか	令和5年第2回定例会	R5.11.20	24名	国保会館5階 大会議室	決算認定、補正 予算ほか	令和6年第1回定例会	R6.2.13	22名	国保会館5階 大会議室	当初予算、第4 次広域計画、条 例改正ほか
会 議 区 分	開催日	出席議員数	場 所	主な審議事項																				
令和5年第1回臨時会	R5.8.8	21名	ホテル ノースシティ	補正予算ほか																				
令和5年第2回定例会	R5.11.20	24名	国保会館5階 大会議室	決算認定、補正 予算ほか																				
令和6年第1回定例会	R6.2.13	22名	国保会館5階 大会議室	当初予算、第4 次広域計画、条 例改正ほか																				
2. 総務費	403,263,000 〈379,562,000〉	375,651,901 〈317,767,576〉	27,611,099 〈61,794,424〉																					
1. 総務管理費	402,616,000 〈379,169,000〉	375,427,041 〈317,529,936〉	27,188,959 〈61,639,064〉																					
1. 一般管理費	400,008,000 〈376,614,000〉	372,982,807 〈315,213,552〉	27,025,193 〈61,400,448〉	<p>◎広域連合の管理及び運営に要した経費</p> <p>○事務消耗品、通信運搬費、PC及びプリンタ賃借等の運営経費</p> <p style="text-align: right;">※決算額 22,051,658</p> <p>○時間外等職員手当、赴任・帰任旅費、公宅借上料等職員管理費</p> <p style="text-align: right;">※決算額 6,341,603</p> <p>○派遣元団体への人件費負担金</p> <p>派遣元(18団体)派遣職員数(28名)うち一般会計派遣職員数(14名)</p> <p>国保連合会からの出向職員数(10名)うち一般会計出向職員数(1名)</p> <p>派遣職員構成(令和6年3月31日現在)</p> <p style="text-align: right;">※決算額 111,199,550</p>																				

科 目	予算現額	決 算 額	不 用 額	説 明																
				◎後期高齢者医療制度の周知等に要した広報経費 ○リーフレット等の製作及びホームページ管理等 ※決算額 22,736,736 ◎運営協議会運営経費 ○運営協議会開催状況 <table border="1"> <thead> <tr> <th>会 議 区 分</th> <th>開催日</th> <th>出席委員数</th> <th>場 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和5年度第1回運営協議会</td> <td>R5.10.27</td> <td>16名</td> <td>札幌プリンスホテル</td> </tr> <tr> <td>令和5年度第2回運営協議会</td> <td>R6.1.26</td> <td>10名</td> <td>国保会館5階大会議室</td> </tr> </tbody> </table> ※決算額 345,019 ◎基金積立金 ○財政調整基金 ※決算額 210,308,241	会 議 区 分	開催日	出席委員数	場 所	令和5年度第1回運営協議会	R5.10.27	16名	札幌プリンスホテル	令和5年度第2回運営協議会	R6.1.26	10名	国保会館5階大会議室				
会 議 区 分	開催日	出席委員数	場 所																	
令和5年度第1回運営協議会	R5.10.27	16名	札幌プリンスホテル																	
令和5年度第2回運営協議会	R6.1.26	10名	国保会館5階大会議室																	
2. 事務所管理費	2,500,000 〈2,447,000〉	2,340,174 〈2,216,834〉	159,826 〈230,166〉	◎広域連合事務所の維持管理 ○光熱水費、清掃業務委託料等の維持管理費																
3. 会計管理費	108,000 〈108,000〉	104,060 〈99,550〉	3,940 〈8,450〉	◎会計管理用事務費 ○印刷製本費、通信運搬費																
2. 選挙費	136,000 〈136,000〉	70,520 〈55,920〉	65,480 〈80,080〉																	
1. 選挙管理委員会費	20,000 〈20,000〉	12,000 〈9,600〉	8,000 〈10,400〉	◎市町村総合事務組合負担金（選挙管理委員分）																
2. 広域連合議会議員選挙費	116,000 〈116,000〉	58,520 〈46,320〉	57,480 〈69,680〉	◎選挙管理委員会開催経費 ○選挙管理委員会開催状況 <table border="1"> <thead> <tr> <th>会 議 内 容</th> <th>開催日</th> <th>出席委員数</th> <th>場 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1回選挙管理委員会</td> <td>R5.4.26</td> <td>3名</td> <td>国保会館</td> </tr> <tr> <td>第2回選挙管理委員会</td> <td>R5.6.6</td> <td>3名</td> <td>国保会館</td> </tr> <tr> <td>第3回選挙管理委員会</td> <td>R5.8.10</td> <td>4名</td> <td>国保会館</td> </tr> </tbody> </table>	会 議 内 容	開催日	出席委員数	場 所	第1回選挙管理委員会	R5.4.26	3名	国保会館	第2回選挙管理委員会	R5.6.6	3名	国保会館	第3回選挙管理委員会	R5.8.10	4名	国保会館
会 議 内 容	開催日	出席委員数	場 所																	
第1回選挙管理委員会	R5.4.26	3名	国保会館																	
第2回選挙管理委員会	R5.6.6	3名	国保会館																	
第3回選挙管理委員会	R5.8.10	4名	国保会館																	

科 目	予算現額	決 算 額	不 用 額	説 明																				
3. 監査委員費	511,000 〈257,000〉	154,340 〈181,720〉	356,660 〈75,280〉																					
1. 監査委員費	511,000 〈257,000〉	154,340 〈181,720〉	356,660 〈75,280〉	◎監査委員費 ○監査実施状況 <table border="1"> <thead> <tr> <th>監 査 内 容</th> <th colspan="3">開 催 日</th> <th>場 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>例月現金出納検査</td> <td colspan="3">月 1 回</td> <td>国保会館</td> </tr> <tr> <td>決算審査</td> <td>R5. 8. 23</td> <td>～</td> <td>R5. 9. 26</td> <td>国保会館</td> </tr> <tr> <td>定期監査</td> <td>R5. 8. 7</td> <td>～</td> <td>R5. 9. 26</td> <td>国保会館</td> </tr> </tbody> </table>	監 査 内 容	開 催 日			場 所	例月現金出納検査	月 1 回			国保会館	決算審査	R5. 8. 23	～	R5. 9. 26	国保会館	定期監査	R5. 8. 7	～	R5. 9. 26	国保会館
監 査 内 容	開 催 日			場 所																				
例月現金出納検査	月 1 回			国保会館																				
決算審査	R5. 8. 23	～	R5. 9. 26	国保会館																				
定期監査	R5. 8. 7	～	R5. 9. 26	国保会館																				
3. 公債費	4,000 〈4,000〉	0 〈0〉	4,000 〈4,000〉																					
1. 公債費	4,000 〈4,000〉	0 〈0〉	4,000 〈4,000〉																					
1. 利子	4,000 〈4,000〉	0 〈0〉	4,000 〈4,000〉	◎借入限度額までの一時借入金利子 (令和5年度は、一時借入金の借入れ実績なし)																				
4. 諸支出金	2,919,636,000 〈1,884,133,000〉	2,820,427,427 〈1,641,236,500〉	99,208,573 〈242,896,500〉																					
1. 他会計繰出金	2,919,590,000 〈1,800,722,000〉	2,820,381,798 〈1,557,826,313〉	99,208,202 〈242,895,687〉																					
1. 後期高齢者医療会計	2,919,590,000 〈1,800,722,000〉	2,820,381,798 〈1,557,826,313〉	99,208,202 〈242,895,687〉	◎医療会計への事務費繰出金 ○医療会計の事務費相当分のための繰出金																				
2. 償還金及び還付加算金等	46,000 〈83,411,000〉	45,629 〈83,410,187〉	371 〈813〉																					
1. 償還金	46,000 〈83,411,000〉	45,629 〈83,410,187〉	371 〈813〉	◎国庫支出金等返還金																				

科 目	予算現額	決 算 額	不 用 額	説 明
5. 予備費	1,000,000 〈1,000,000〉	0 〈0〉	1,000,000 〈1,000,000〉	
1. 予備費	1,000,000 〈1,000,000〉	0 〈0〉	1,000,000 〈1,000,000〉	
1. 予備費	1,000,000 〈1,000,000〉	0 〈0〉	1,000,000 〈1,000,000〉	◎予備費 (令和5年度は、予備費充用なし)
合 計	3,329,360,000 〈2,268,878,000〉	3,198,065,881 〈1,960,747,201〉	131,294,119 〈308,130,799〉	

3 令和5年度医療会計決算について

(1) 歳入

1款 市町村支出金 (収入済額 1,559億8,988万1,693円)

市町村支出金は、市町村が徴収した保険料である「保険料負担金」、低所得者等の保険料軽減分を補填する「保険基盤安定負担金」及び療養の給付等に要する費用を定率負担する「療養給付費負担金」が、市町村から納付されるものである。

収入済額は、それぞれ保険料負担金642億1,406万9,308円（9款諸収入の延滞金を含めると642億1,882万2,814円）、保険基盤安定負担金198億6,573万3,376円、療養給付費負担金719億1,007万9,009円であった。

負担金の市町村別内訳については、32ページ別表2のとおりである。

2款 国庫支出金 (収入済額 3,151億1,921万9,206円)

国庫負担金は、療養の給付等に要する費用を定率負担する「療養給付費負担金」及び高額な医療に関する給付の発生に対し負担する「高額医療費負担金」が、国から交付されるものである。

収入済額はそれぞれ、療養給付費負担金2,237億9,524万6,849円、高額医療費負担金59億3,589万1,360円であった。

国庫補助金は、下表の5科目であり、収入済額は総額で853億8,808万997円であった。

科 目 (2項 国庫補助金)		収入済額 (円)	説 明
1目	調整交付金	85,118,358,640	広域連合間における被保険者に係る所得の格差による財政の不均衡を是正する普通調整交付金及び災害その他特別な事情がある広域連合に対し交付する特別調整交付金（保険者インセンティブを含む）
2目	後期高齢者医療制度事業費補助金	144,988,357	後期高齢者医療に係る事業を円滑に実施するため、広域連合が市町村に委託し実施する健康診査事業や、広域連合からの特別高額医療費共同事業の医療費拠出金等に関する経費の一部に対する国庫補助金
3目	災害臨時特例補助金	851,000	東日本大震災の被災に伴う療養の給付に係る一部負担金免除や保険料減免の特例措置の実施に対する国庫補助金
4目	高齢者医療制度円滑運営事業費補助金	121,684,000	後期高齢者医療制度の円滑な運営を図るため、標準システム機器更改事業に関する経費の一部に対する国庫補助金
5目	社会保障・税番号制度システム整備費等補助金	2,199,000	マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う周知広報経費を補助する国庫補助金
計		85,388,080,997	

3款 道支出金 (収入済額 798億7,677万891円)

道負担金は、療養の給付等に要する費用を定率負担する「療養給付費負担金」及び高額な医療に関する給付の発生に対し負担する「高額医療費負担金」が、北海道から交付されるものである。

収入済額はそれぞれ、療養給付費負担金737億3,182万4,000円、高額医療費負担金61億4,494万6,891円であった。

4款 支払基金交付金 (収入済額 3,551億1,597万5,558円)

広域連合が被保険者への療養の給付として負担する費用の約4割及び現役並み所得者への特定費用として負担する費用の約9割は、現役世代から後期高齢者医療制度への負担として、社会保険診療報酬支払基金が交付する後期高齢者交付金で賄われる。

法第100条の規定により、保険者から支払基金が徴収する後期高齢者支援金を財源として、支払基金より交付されるものである。

5款 特別高額医療費共同事業交付金 (収入済額 5億5,739万2,567円)

特別高額医療費共同事業は、広域連合における著しく高額な医療費の発生による財政リスクの分散と、発生した広域連合の財政負担の軽減を目的として、全国の広域連合の拠出金をもとに共同して実施する事業である。

共同事業の対象は、1件当たり400万円超のレセプトで、当該レセプトの200万円超の部分について、保険料と調整交付金で賄うべき部分から、公費による高額医療費に対する支援を除いた部分について交付されるものである。

6款 財産収入 (収入済額 88万1,449円)

運営安定化基金に対する預金利子として88万1,449円の収入があった。

7款 繰入金 (収入済額 148億7,019万9,798円)

一般会計繰入金は、市町村からの事務費負担金を一般会計で一括して収入し、うち医療会計の事務費相当額を一般会計から繰り入れるものであり、収入済額は、28億2,038万1,798円であった。

運営安定化基金繰入金は、医療給付に係る財源の年度間の調整として、運営安定化基金から取り崩している。収入済額は、120億4,981万8,000円であった。

8款 繰越金 (収入済額 329億318万5,562円)

令和4年度の医療会計決算剰余金を令和5年度へ繰り越している。繰越金額は、329億318万5,562円であった。

9 款 諸収入 (収入済額 8 億1,357万240円)

預金利子は、医療会計における令和5年度歳計現金預金利子であり、228万2,730円の収入であった。

第三者納付金は、法第58条の規定により給付事由が第三者の行為によって生じた場合において、後期高齢者医療給付を行ったときに発生する賠償金である。交通事故等賠償金として、5億2,335万4,421円の収入があった。

返納金は、法第59条の規定により、偽りその他不正の行為によって後期高齢者医療給付を受けた者から広域連合が徴収した不正利得等返納金であり、2億8,297万8,117円の収入があった。

雑入は、会計年度任用職員の雇用保険料収入が16万3,749円、その他の雑入による収入が3万7,717円であった。

また、保険料に係る延滞金として、475万3,506円の収入があった。

(2) 歳出

1 款 後期高齢者医療費 (支出済額 9,098億6,945万2,887円)

総務管理費は、後期高齢者医療制度の運営に要する経費等として18億2,613万8,338円の支出であった。

一般管理費では、後期高齢者医療制度の運営に要する事務関連経費や医療会計に属する業務系の職員の人件費、給付関連の業務委託費等の経費を執行した。広域連合の職員は、市町村から派遣及び国保連合会から出向されており、時間外勤務手当等の直接支給分を除く人件費相当分を負担金として、派遣及び出向元団体へ支出した。

また、会計管理費では、隔地払い手数料等の会計経費を執行し、電算処理システム費では、システム更改・運用に係る消耗品費、LGWAN接続に係る通信運搬費等の管理経費、システム運用保守等に係るシステム運用関連業務委託料、機器更改支援業務委託料、システム機器等の賃借料、個人番号制度に係る中間サーバ運用保守等負担金等の経費を執行した。

次に、保険給付費は、医療会計全体の98.2%を占めており、療養給付費ほか給付関連経費を支出した。各費目による執行状況は、下表のとおりである。

費目 (2項 保険給付費)	執行額 (円)	説明
1目 療養給付費等	890,642,942,140	療養給付費、療養費、高額療養費、訪問看護療養費、移送費、高額介護合算療養費、外来年間合算療養費
2目 審査支払手数料	1,668,511,494	国保連合会に対する審査支払手数料
3目 特別高額医療費共同事業拠出金	568,461,181	国保中央会に対する特別高額医療費共同事業への拠出金
4目 特別高額医療費共同事業事務費拠出金	393,664	国保中央会に対する特別高額医療費共同事業への事務費拠出金
5目 葬祭費	1,631,460,000	法第86条及び後期高齢者医療に関する条例第2条により、被保険者の葬祭費として3万円を支給
6目 保健事業費	2,014,931,420	法第125条第1項及び後期高齢者医療に関する条例第3条に基づき定められた北海道後期高齢者医療広域連合高齢者保健事業実施要綱により市町村に委託して実施する高齢者保健事業の委託料
7目 運営安定化基金費	11,516,045,331	後期高齢者医療給付に係る財源の年度間の調整及び被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を実施するための運営安定化基金への積立金
8目 傷病手当金	569,319	新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金の支給
計	908,043,314,549	

2 款 公債費 (支出済額 0円)

歳計現金の不足に対応するため、一時借入金の支払利子を予算計上していたが、令和5年度は一時借入金の借入れ実績がなかった。

3 款 諸支出金 (支出済額 149億3,775万8,008円)

市町村支出金は、市町村が実施した事業に対する補助及び交付金を次のとおり支出した。

- ①市町村における「長寿・健康増進事業」に対する補助金
 - ・国の特別調整交付金（保険者インセンティブを含む）による実施事業に対する補助金1億9,424万2,655円
- ②市町村における「新型コロナウイルス感染症対策に係る経費」に対する交付金
 - ・国の特別調整交付金による実施事業に対する交付金14万1,940円
- ③市町村における「マイナンバーカードと健康保険証の一体化の推進等に係る経費」に対する交付金
 - ・国の特別調整交付金による実施事業に対する交付金987万9,017円
- ④市町村における「窓口負担の見直しに伴う経費」に対する交付金
 - ・国の特別調整交付金による実施事業に対する交付金3万3,550円

償還金及び還付加算金は、償還金として、令和4年度の負担金及び補助金に関わる、超過交付分を「国庫支出金等返還金」として146億7,232万7,667円返還した。返還金の内訳は下表のとおり。

国庫支出金等返還金内訳	金額(円)
R4国庫療養給付費負担金返還金	12,694,686,305
R4道費療養給付費負担金返還金	1,913,404,991
R4後期高齢者医療財政調整交付金返還金	64,134,371
R4災害臨時特例補助金	102,000
計	14,672,327,667

また、保険料還付金として6,102万3,700円、還付加算金として10万6,100円、療養費等還付金として3,379円支出した。

4 款 予備費 (支出済額 0円)

不測の事態に備えるため200万円の予備費を予算計上していたが、予備費充用はなかった。

①歳入に関する説明（医療会計）

（単位：円） ※ 〈〉 内は前年度数値

科 目	予算現額	調 定 額	収入済額	収入未済額	説 明
1. 市町村支出金	156,938,169,000 〈150,699,893,000〉	155,989,881,693 〈150,960,286,344〉	155,989,881,693 〈150,960,286,344〉	0 〈0〉	
1. 市町村負担金	156,938,169,000 〈150,699,893,000〉	155,989,881,693 〈150,960,286,344〉	155,989,881,693 〈150,960,286,344〉	0 〈0〉	
1. 保険料等負担金	85,028,089,000 〈81,325,556,000〉	84,079,802,684 〈81,585,950,211〉	84,079,802,684 〈81,585,950,211〉	0 〈0〉	<p>◎保険料負担金 ※決算額 64,214,069,308 法第104条第1項の規定により、市町村が徴収した保険料を、法第105条の規定により、市町村が広域連合に納付する。</p> <p>◎保険基盤安定負担金 ※決算額 19,865,733,376 保険基盤安定制度は、法第99条の規定により、被扶養者であった被保険者及び低所得者の保険料軽減分を公費で補填するもの。保険料軽減相当額の4分の3を北海道が市町村の一般会計へ支出し、市町村が残りの4分の1を合わせて、市町村の一般会計から特別会計へ繰り出し、市町村の特別会計から、広域連合に納付する。 負担金の市町村別内訳は、32ページ別表2のとおりである。</p>
2. 療養給付費負担金	71,910,080,000 〈69,374,337,000〉	71,910,079,009 〈69,374,336,133〉	71,910,079,009 〈69,374,336,133〉	0 〈0〉	<p>◎療養給付費負担金 法第98条の規定により、「療養の給付等に要する費用の額」から「現役並み所得に該当する者の療養の給付等に要する費用の額」を控除した額に、12分の1を乗じた額を、市町村の一般会計から広域連合に負担する。 当該年度の負担金については、概算の金額による収入となり、翌年度で精算する。 負担金の市町村別内訳は、32ページ別表2のとおりである。</p>

科 目	予算現額	調 定 額	収入済額	収入未済額	説 明
2. 国庫支出金	320,018,943,000 〈308,297,613,000〉	315,119,219,206 〈307,756,719,308〉	315,119,219,206 〈307,756,719,308〉	0 〈0〉	
1. 国庫負担金	234,086,905,000 〈225,374,833,000〉	229,731,138,209 〈225,189,337,883〉	229,731,138,209 〈225,189,337,883〉	0 〈0〉	
1. 療養給付費負担金	228,719,332,000 〈220,357,038,000〉	223,795,246,849 〈219,864,785,342〉	223,795,246,849 〈219,864,785,342〉	0 〈0〉	◎療養給付費負担金 法第93条第1項の規定により、「療養の給付等に要する費用の額」から「現役並み所得に該当する者の療養の給付等に要する費用の額」を控除した額に、12分の3を乗じた額を、国が広域連合に負担する。 当該年度の負担金については、概算の金額による収入となり、翌年度で精算する。
2. 高額医療費負担金	5,367,573,000 〈5,017,795,000〉	5,935,891,360 〈5,324,552,541〉	5,935,891,360 〈5,324,552,541〉	0 〈0〉	◎高額医療費負担金 法第93条第2項の規定により、高額な医療に関する給付の発生による後期高齢者医療の財政に与える影響が著しいものとして、レセプト1件当たり80万円超のもので、当該レセプトの80万円超の部分について、政令で定める算定方法により「高額医療費負担対象額」を算出し、その額に4分の1を乗じた額を、国が広域連合に負担する。 当該年度の負担金については、概算の金額による収入となり、翌年度で精算する。
2. 国庫補助金	85,932,038,000 〈82,922,780,000〉	85,388,080,997 〈82,567,381,425〉	85,388,080,997 〈82,567,381,425〉	0 〈0〉	
1. 調整交付金	85,320,742,000 〈82,591,958,000〉	85,118,358,640 〈82,407,948,361〉	85,118,358,640 〈82,407,948,361〉	0 〈0〉	◎普通調整交付金 ※決算額 83,527,398,000 法第95条の規定により、広域連合間における被保険者に係る所得の格差による財政の不均衡を是正することを目的として、交付された。 ◎特別調整交付金 ※決算額 1,590,960,640 特別調整交付金は、災害その他特別な事情がある広域連合へ交付される。当広域連合では一部負担金減免分、療養担当手当分、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施の財政支援分、長寿・健康増進事業分、保険者インセンティブ分について交付された。

科 目	予算現額	調 定 額	収入済額	収入未済額	説 明
2. 後期高齢者医療制度 事業費補助金	322,306,000 <330,821,000>	144,988,357 <147,333,064>	144,988,357 <147,333,064>	0 <0>	◎健康診査事業費補助金 ※決算額 88,594,000 広域連合が市町村に委託し実施する健康診査事業に対し補助された。 ◎特別高額医療費共同事業費補助金 ※決算額 56,394,357 特別高額医療費共同事業の医療費拠出金と事務費拠出金等に要する経費に対し補助された。
3. 災害臨時特例補助金	1,000 <1,000>	851,000 <804,000>	851,000 <804,000>	0 <0>	◎災害臨時特例補助金 東日本大震災の被災に伴う療養の給付に係る一部負担金免除や保険料の減免及び新型コロナウイルス感染症の影響に伴う保険料減免の特例措置の実施に対し補助された。
4. 高齢者医療制度円滑 運営事業費補助金	288,989,000 <0>	121,684,000 <11,011,000>	121,684,000 <11,011,000>	0 <0>	◎高齢者医療制度円滑運営事業費補助金
5. 社会保障・税番号 制度システム整備 費等補助金	0 <0>	2,199,000 <285,000>	2,199,000 <285,000>	0 <0>	◎社会保障・税番号制度システム整備費等補助金
3. 道支出金	81,816,405,000 <78,470,141,000>	79,876,770,891 <75,953,708,000>	79,876,770,891 <75,953,708,000>	0 <0>	
1. 道負担金	81,816,405,000 <78,470,141,000>	79,876,770,891 <75,953,708,000>	79,876,770,891 <75,953,708,000>	0 <0>	
1. 療養給付費負担金	76,239,778,000 <73,452,346,000>	73,731,824,000 <71,036,052,000>	73,731,824,000 <71,036,052,000>	0 <0>	◎療養給付費負担金 法第96条第1項の規定により、「療養の給付等に要する費用の額」から「現役並み所得に該当する者の療養の給付等に要する費用の額」を控除した額に、12分の1を乗じた額を、北海道が広域連合に対し負担する。 当該年度の負担金については、概算の金額による収入となり、翌年度で精算する。

科 目	予算現額	調 定 額	収入済額	収入未済額	説 明
2. 高額医療費負担金	5,576,627,000 <5,017,795,000>	6,144,946,891 <4,917,656,000>	6,144,946,891 <4,917,656,000>	0 <0>	◎高額医療費負担金 法第96条第2項の規定により、高額な医療に関する給付の発生による後期高齢者医療の財政に与える影響が著しいものとして、レセプト1件当たり80万円超の部分について、政令で定める算定方法により「高額医療費負担対象額」を算出し、その額に4分の1を乗じた額を、北海道が広域連合に対し負担する。 当該年度の負担金については、概算の金額による収入となり、翌年度で精算する。
4. 支払基金交付金	371,395,336,000 <353,230,478,000>	355,115,975,558 <336,276,567,611>	355,115,975,558 <336,276,567,611>	0 <0>	
1. 支払基金交付金	371,395,336,000 <353,230,478,000>	355,115,975,558 <336,276,567,611>	355,115,975,558 <336,276,567,611>	0 <0>	
1. 後期高齢者交付金	371,395,336,000 <353,230,478,000>	355,115,975,558 <336,276,567,611>	355,115,975,558 <336,276,567,611>	0 <0>	◎後期高齢者交付金 広域連合が被保険者への療養の給付として負担する費用の約4割及び現役並み所得者への特定費用等として負担する費用の約9割は、現役世代からの後期高齢者医療制度への負担として、社会保険診療報酬支払基金が交付する後期高齢者交付金で賄われる。 法第100条の規定により、保険納付対象額を算出し、支払基金が保険者から徴収する後期高齢者支援金を財源として、支払基金から交付された。 当該年度の交付金については、概算の金額による収入となり、翌年度で精算する。
5. 特別高額医療費共同事業交付金	572,175,000 <630,769,000>	557,392,567 <431,304,562>	557,392,567 <431,304,562>	0 <0>	
1. 特別高額医療費共同事業交付金	572,175,000 <630,769,000>	557,392,567 <431,304,562>	557,392,567 <431,304,562>	0 <0>	
1. 特別高額医療費共同事業交付金	572,175,000 <630,769,000>	557,392,567 <431,304,562>	557,392,567 <431,304,562>	0 <0>	◎特別高額医療費共同事業交付金 特別高額医療費共同事業は、広域連合における著しく高額な医療費の発生による、財政リスクの分散及び財政負担の軽減を目的として、全国の広域連合の拠出金をもとに共同して実施する事業である。 共同事業の対象は、1件当たり400万円超のレセプトで、当該レセプトの200万円超の部分について、保険料と調整交付金で賄うべき部分から、公費による高額医療費に対する支援を除いた部分について交付された。

科 目	予算現額	調 定 額	収入済額	収入未済額	説 明
6. 財産収入	904,000 〈1,865,000〉	881,449 〈1,869,887〉	881,449 〈1,869,887〉	0 〈0〉	
1. 財産運用収入	904,000 〈1,865,000〉	881,449 〈1,869,887〉	881,449 〈1,869,887〉	0 〈0〉	
1. 利子及び配当金	904,000 〈1,865,000〉	881,449 〈1,869,887〉	881,449 〈1,869,887〉	0 〈0〉	◎運営安定化基金利子収入 運営安定化基金に対する預金利子
7. 繰入金	14,969,408,000 〈19,200,722,000〉	14,870,199,798 〈18,957,826,313〉	14,870,199,798 〈18,957,826,313〉	0 〈0〉	
1. 一般会計繰入金	2,919,590,000 〈1,800,722,000〉	2,820,381,798 〈1,557,826,313〉	2,820,381,798 〈1,557,826,313〉	0 〈0〉	
1. 一般会計繰入金	2,919,590,000 〈1,800,722,000〉	2,820,381,798 〈1,557,826,313〉	2,820,381,798 〈1,557,826,313〉	0 〈0〉	◎事務費繰入金 市町村からの事務費負担金を、一般会計で一括して収入し、医療会計の事務費相当額等を一般会計から繰り入れる。
2. 基金繰入金	12,049,818,000 〈17,400,000,000〉	12,049,818,000 〈17,400,000,000〉	12,049,818,000 〈17,400,000,000〉	0 〈0〉	
1. 運営安定化基金	12,049,818,000 〈17,400,000,000〉	12,049,818,000 〈17,400,000,000〉	12,049,818,000 〈17,400,000,000〉	0 〈0〉	◎運営安定化基金繰入金 後期高齢者医療給付に係る財源の年度間の調整のため所要額を取り崩した。
8. 繰越金	32,903,186,000 〈38,349,294,000〉	32,903,185,562 〈38,349,293,916〉	32,903,185,562 〈38,349,293,916〉	0 〈0〉	
1. 繰越金	32,903,186,000 〈38,349,294,000〉	32,903,185,562 〈38,349,293,916〉	32,903,185,562 〈38,349,293,916〉	0 〈0〉	
1. 繰越金	32,903,186,000 〈38,349,294,000〉	32,903,185,562 〈38,349,293,916〉	32,903,185,562 〈38,349,293,916〉	0 〈0〉	◎前年度繰越金

科 目	予算現額	調 定 額	収入済額	収入未済額	説 明
9. 諸収入	2,968,000 〈5,520,000〉	1,016,822,541 〈768,190,099〉	813,570,240 〈523,204,685〉	151,090,524 〈226,149,716〉	
1. 預金利子	2,829,000 〈4,929,000〉	2,282,730 〈5,012,263〉	2,282,730 〈5,012,263〉	0 〈0〉	
1. 預金利子	2,829,000 〈4,929,000〉	2,282,730 〈5,012,263〉	2,282,730 〈5,012,263〉	0 〈0〉	◎歳計現金預金利子
2. 雑入	138,000 〈590,000〉	1,009,786,305 〈757,403,133〉	806,534,004 〈512,417,719〉	151,090,524 〈226,149,716〉	
1. 第三者納付金	1,000 〈1,000〉	524,284,421 〈429,779,304〉	523,354,421 〈428,714,478〉	0 〈930,000〉	◎交通事故等賠償金 法第58条の規定により、給付事由が第三者の行為によって生じた場合において、後期高齢者医療給付を行ったときに発生する賠償金。 不納欠損額は930,000円
2. 返納金	1,000 〈1,000〉	485,082,607 〈326,432,243〉	282,978,117 〈82,817,284〉	150,872,713 〈225,008,789〉	◎不正利得等返納金 法第59条の規定により、偽りその他不正の行為によって後期高齢者医療給付を受けた者から、広域連合が徴収する不正利得等返納金。 不納欠損額は51,231,777円
3. 雑入	136,000 〈588,000〉	419,277 〈1,191,586〉	201,466 〈885,957〉	217,811 〈210,927〉	◎雇用保険料収入 ※決算額 163,749 ◎その他雑入 不納欠損額は0円 ※決算額 37,717
3. 延滞金、加算金及び過料	1,000 〈1,000〉	4,753,506 〈5,774,703〉	4,753,506 〈5,774,703〉	0 〈0〉	
1. 延滞金	1,000 〈1,000〉	4,753,506 〈5,774,703〉	4,753,506 〈5,774,703〉	0 〈0〉	◎延滞金
合 計	978,617,494,000 〈948,886,295,000〉	955,450,329,265 〈929,455,766,040〉	955,247,076,964 〈929,210,780,626〉	151,090,524 〈226,149,716〉	

②歳出に関する説明（医療会計）

（単位：円） ※ 〈 〉 内は前年度数値

科 目	予算現額	決 算 額	不 用 額	説 明
1. 後期高齢者医療費	963,584,201,000 〈932,501,743,000〉	909,869,452,887 〈880,044,283,431〉	52,525,693,113 〈52,457,459,569〉	※繰越明許費 1,189,055,000円
1. 総務管理費	3,118,644,000 〈1,914,389,000〉	1,826,138,338 〈1,601,501,924〉	103,450,662 〈312,887,076〉	※繰越明許費 1,189,055,000円
1. 一般管理費	869,664,000 〈1,019,474,000〉	788,395,351 〈851,639,225〉	81,268,649 〈167,834,775〉	<p>◎後期高齢者医療制度の運営に要した経費</p> <p>○消耗品費、印刷製本費、通信運搬費等の運営関連事務経費 ※決算額 240,711,643</p> <p>○時間外等職員手当、会計年度任用職員等職員管理費 ※決算額 32,777,307</p> <p>○派遣元団体等への人件費負担金 派遣元(18団体)派遣職員数(28名)うち医療会計派遣職員数(14名) 国保連合会からの出向職員数(10名)うち医療会計出向職員数(9名) 派遣職員構成(令和6年3月31日現在) ※決算額 154,722,662</p> <p>◎後期高齢者医療制度の給付関連ほか業務委託費</p> <p>○給付関連等業務委託(レセプトOCR処理・保管、療養費・葬祭費の処理等)、2次点検業務委託等の制度運営に関する業務委託、後発医薬品利用差額通知業務委託(送付対象者59,931人) ※決算額 360,183,739</p>

科 目	予算現額	決 算 額	不 用 額	説 明
2. 会計管理費	101,000 <128,000>	39,282 <36,054>	61,718 <91,946>	◎会計管理用事務費 ○隔地払い手数料等の会計経費
3. 電算処理システム費	2,248,879,000 <894,787,000>	1,037,703,705 <749,826,645>	22,120,295 <144,960,355>	※繰越明許費 ○翌年度へ繰り越す金額が設定されており、国の標準システムクラウド 化事業のシステム開発が延長したことによる繰越明許費である 1,189,055,000 ◎電算システムの更改・運用に要した経費 ○消耗品費、通信運搬費等の管理経費 ※決算額 5,270,666 ◎電算システム運用関連業務委託費 ○システム運用保守業務委託、カスタマイズ業務委託、機器更改支援業 務委託等の電算システム運用に関する業務委託 ※決算額 440,542,300 ◎電算システム機器等賃借料及びデータ使用料 ○市町村機器、広域連合内機器等の賃借料及び金融機関等データ使用料 ※決算額 560,943,987 ◎電算システム運用保守等負担金 ○中間サーバ運用保守等負担金及び標準システム改修共同事業負担金 ※決算額 30,946,752

科 目	予算現額	決 算 額	不 用 額	説 明
2. 保険給付費	960,465,557,000 <930,587,354,000>	908,043,314,549 <878,442,781,507>	52,422,242,451 <52,144,572,493>	
1. 療養給付費等	942,055,150,000 <907,253,216,000>	890,642,942,140 <856,174,659,468>	51,412,207,860 <51,078,556,532>	<p>◎療養の給付等に要した経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・療養給付費：法第64条の規定により、被保険者の疾病又は負傷に対する療養の給付等に要したもの <div style="text-align: right;">※決算額 821,286,452,438</div> ・療養費：法第77条の規定により、やむを得ない事情のため療養の給付等に代わる支給に要したもの <div style="text-align: right;">※決算額 5,973,598,394</div> ・訪問看護療養費：法第78条の規定により、被保険者の指定訪問看護の支給に要したもの <div style="text-align: right;">※決算額 7,420,923,956</div> ・移送費：法第83条の規定により、被保険者が療養の給付を受けるため病院又は診療所に移送されたことによる移送費の支給に要したもの <div style="text-align: right;">※決算額 213,900</div> ・高額療養費：法第84条の規定により、被保険者に対する高額療養費の支給に要したもの <div style="text-align: right;">※決算額 55,041,973,626</div> ・高額介護合算療養費：法第85条の規定により、被保険者に対する高額介護合算療養費の支給に要したもの <div style="text-align: right;">※決算額 757,015,034</div> ・高額療養費（外来年間合算）：法第84条の規定により、被保険者に対する外来年間合算療養費の支給に要したもの <div style="text-align: right;">※決算額 162,764,792</div>

科 目	予算現額	決 算 額	不 用 額	説 明
2. 審査支払手数料	1,770,792,000 <1,744,546,000>	1,668,511,494 <1,617,206,130>	102,280,506 <127,339,870>	◎審査支払手数料の支払いに要した経費 ○国保連合会に対する審査支払手数料の支払いに要したもの
3. 特別高額医療費共同 事業拠出金	630,973,000 <690,529,000>	568,461,181 <486,769,364>	62,511,819 <203,759,636>	◎特別高額医療費共同事業に対する拠出金の支払いに要した経費 ○国保中央会に対する特別高額医療費共同事業の拠出金
4. 特別高額医療費共同 事業事務費拠出金	500,000 <500,000>	393,664 <392,387>	106,336 <107,613>	◎特別高額医療費共同事業に対する事務費拠出金の支払いに要した経費 ○国保中央会に対する特別高額医療費共同事業の事務費拠出金
5. 葬祭費	1,657,680,000 <1,629,300,000>	1,631,460,000 <1,609,410,000>	26,220,000 <19,890,000>	◎葬祭費の支給に要した経費 ○法第86条及び後期高齢者医療に関する条例第2条により、被保険者の葬祭費として3万円が支給されるもの
6. 保健事業費	2,830,816,000 <2,427,838,000>	2,014,931,420 <1,714,216,951>	815,884,580 <713,621,049>	◎健康診査業務委託に要した経費 ○法第125条第1項及び後期高齢者医療に関する条例第3条に基づき定められた北海道後期高齢者医療広域連合高齢者保健事業実施要綱により市町村が実施する健康診査事業に対する委託料 ・令和5年度健康診査受診者数：120,265人、受診率：15.20% ※決算額 967,774,523 ◎歯科健康診査業務委託に要した経費 ○法第125条第1項及び後期高齢者医療に関する条例第3条に基づき定められた北海道後期高齢者医療広域連合高齢者保健事業実施要綱により市町村が実施する歯科健康診査事業に対する委託料 ・令和5年度歯科健康診査受診者数：9,882人、受診率：1.86% ※決算額 83,122,826 ◎保健・介護一体的実施推進業務委託に要した経費 ○法第125条第1項及び後期高齢者医療に関する条例第3条に基づき定められた北海道後期高齢者医療広域連合高齢者保健事業実施要綱により市町村が実施する保健・介護一体的実施推進事業に対する委託料 ・令和5年度受託市町村数：121市町村、受託率67.60% ※決算額 964,034,071

科 目	予算現額	決 算 額	不 用 額	説 明
7. 運営安定化基金費	11,516,046,000 〈16,837,425,000〉	11,516,045,331 〈16,837,424,718〉	669 〈282〉	◎運営安定化基金積立金 ○後期高齢者医療給付に係る財源の年度間の調整及び被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を実施するための積立金
8. 傷病手当金	3,600,000 〈4,000,000〉	569,319 〈2,702,489〉	3,030,681 〈1,297,511〉	◎新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に対する傷病手当金
2. 公債費	5,733,000 〈5,733,000〉	0 〈0〉	5,733,000 〈5,733,000〉	
1. 公債費	5,733,000 〈5,733,000〉	0 〈0〉	5,733,000 〈5,733,000〉	
1. 利子	5,733,000 〈5,733,000〉	0 〈0〉	5,733,000 〈5,733,000〉	◎借入限度額までの一時借入金利子 (令和5年度は、一時借入金の借入れ実績なし)

科 目	予算現額	決 算 額	不 用 額	説 明
3. 諸支出金	15,025,560,000 〈16,376,819,000〉	14,937,758,008 〈16,263,311,633〉	87,801,992 〈113,507,367〉	
1. 市町村支出金	262,532,000 〈379,900,000〉	204,297,162 〈300,586,973〉	58,234,838 〈79,313,027〉	
1. 市町村支出金	262,532,000 〈379,900,000〉	204,297,162 〈300,586,973〉	58,234,838 〈79,313,027〉	<p>◎市町村の実施事業に対する補助及び交付金</p> <p>①市町村における「長寿・健康増進事業」に対する補助金 ・国の特別調整交付金（保険者インセンティブを含む）による実施事業に対する補助金 ※決算額 194,242,655</p> <p>②市町村における「新型コロナウイルス感染症対策に係る経費」に対する交付金 ・国の特別調整交付金による実施事業に対する交付金 ※決算額 141,940</p> <p>③市町村における「マイナンバーカードの取得促進等に係る経費」に対する交付金 ・国の特別調整交付金による実施事業に対する交付金 ※決算額 9,879,017</p> <p>④市町村における「窓口負担の見直しに伴う経費」に対する交付金 ・国の特別調整交付金による実施事業に対する交付金 ※決算額 33,550</p> <p>○長寿・健康増進事業の補助対象事業項目 ①健康診査等 ②健康教育・健康相談等 ③医療資源が限られた地域の保健事業 ④その他、被保険者の健康増進のために必要と認められる事業</p>

科 目	予算現額	決 算 額	不 用 額	説 明
2. 償還金及び還付加算金等	14,763,028,000 〈15,996,919,000〉	14,733,460,846 〈15,962,724,660〉	29,567,154 〈34,194,340〉	
1. 償還金	14,672,328,000 〈15,906,482,000〉	14,672,327,667 〈15,906,481,558〉	333 〈442〉	◎国庫支出金等返還金 ○令和4年度に交付された国及び北海道からの負担金及び補助金のうち、超過交付となったものの返還金 ※決算額 14,672,327,667
2. 保険料還付金	89,996,000 〈89,730,000〉	61,023,700 〈55,984,027〉	28,972,300 〈33,745,973〉	◎保険料還付金
3. 還付加算金	700,000 〈700,000〉	106,100 〈252,700〉	593,900 〈447,300〉	◎還付加算金
5. 療養費等還付金	4,000 〈7,000〉	3,379 〈6,375〉	621 〈625〉	◎療養費等還付金
4. 予備費	2,000,000 〈2,000,000〉	0 〈0〉	2,000,000 〈2,000,000〉	
1. 予備費	2,000,000 〈2,000,000〉	0 〈0〉	2,000,000 〈2,000,000〉	
1. 予備費	2,000,000 〈2,000,000〉	0 〈0〉	2,000,000 〈2,000,000〉	◎予備費 令和5年度は、予備費充用なし。
合 計	978,617,494,000円 〈948,886,295,000〉	924,807,210,895円 〈896,307,595,064〉	52,621,228,105円 〈52,578,699,936〉	※繰越明許費 1,189,055,000円

4 令和5年度市町村負担金納入額一覧表

【別表1】

市町村事務費負担金【一般会計】

No.	区 分	令和5年度		令和4年度		増減比較
		負担金額 (円)	構成比 (%)	負担金額 (円)	構成比 (%)	負担金額 (円)
	全道計	2,540,152,000	100.0000	1,771,622,000	100.0000	768,530,000
1	札幌市	801,149,000	31.5394	553,338,000	31.2334	247,811,000
2	函館市	115,707,000	4.5551	81,086,000	4.5769	34,621,000
3	小樽市	57,596,000	2.2674	40,378,000	2.2792	17,218,000
4	旭川市	150,720,000	5.9335	104,722,000	5.9111	45,998,000
5	室蘭市	40,789,000	1.6058	28,763,000	1.6235	12,026,000
6	釧路市	74,285,000	2.9244	51,866,000	2.9276	22,419,000
7	帯広市	71,632,000	2.8200	49,538,000	2.7962	22,094,000
8	北見市	49,684,000	1.9559	37,636,000	2.1244	12,048,000
9	夕張市	5,825,000	0.2293	4,182,000	0.2361	1,643,000
10	岩見沢市	38,896,000	1.5312	27,189,000	1.5347	11,707,000
11	網走市	16,365,000	0.6443	11,435,000	0.6455	4,930,000
12	留萌市	11,043,000	0.4347	7,793,000	0.4399	3,250,000
13	苫小牧市	71,498,000	2.8147	49,485,000	2.7932	22,013,000
14	稚内市	15,916,000	0.6266	11,130,000	0.6282	4,786,000
15	美唄市	12,065,000	0.4750	8,523,000	0.4811	3,542,000
16	芦別市	8,501,000	0.3347	6,029,000	0.3403	2,472,000
17	江別市	53,383,000	2.1016	36,945,000	2.0854	16,438,000
18	赤平市	6,795,000	0.2675	4,837,000	0.2730	1,958,000
19	紋別市	11,312,000	0.4453	7,966,000	0.4496	3,346,000
20	士別市	10,778,000	0.4243	7,598,000	0.4289	3,180,000
21	名寄市	13,766,000	0.5419	9,666,000	0.5456	4,100,000
22	三笠市	5,941,000	0.2339	4,219,000	0.2381	1,722,000
23	根室市	12,649,000	0.4980	8,985,000	0.5072	3,664,000
24	千歳市	38,913,000	1.5319	26,859,000	1.5161	12,054,000
25	滝川市	19,690,000	0.7752	13,698,000	0.7732	5,992,000
26	砂川市	9,775,000	0.3848	6,866,000	0.3876	2,909,000
27	歌志内市	3,119,000	0.1228	2,215,000	0.1250	904,000
28	深川市	11,949,000	0.4704	8,409,000	0.4746	3,540,000
29	富良野市	11,061,000	0.4354	7,787,000	0.4395	3,274,000
30	登別市	23,542,000	0.9268	16,455,000	0.9288	7,087,000
31	恵庭市	30,597,000	1.2045	21,160,000	1.1944	9,437,000
32	伊達市	17,885,000	0.7041	12,535,000	0.7075	5,350,000
33	北広島市	27,106,000	1.0671	18,690,000	1.0550	8,416,000
34	石狩市	27,235,000	1.0722	18,758,000	1.0588	8,477,000
35	北斗市	20,691,000	0.8146	14,496,000	0.8182	6,195,000
36	当別町	8,678,000	0.3416	6,027,000	0.3402	2,651,000
37	新篠津村	2,952,000	0.1162	2,058,000	0.1162	894,000
38	松前町	5,123,000	0.2017	3,646,000	0.2057	1,477,000
39	福島町	3,460,000	0.1362	2,459,000	0.1388	1,001,000
40	知内町	3,456,000	0.1361	2,435,000	0.1374	1,021,000
41	木古内町	3,646,000	0.1435	2,578,000	0.1455	1,068,000
42	七飯町	14,256,000	0.5612	9,899,000	0.5588	4,357,000
43	鹿部町	3,204,000	0.1261	2,235,000	0.1262	969,000
44	森町	8,250,000	0.3248	5,803,000	0.3276	2,447,000
45	八雲町	8,482,000	0.3339	5,972,000	0.3371	2,510,000
46	長万部町	4,090,000	0.1610	2,878,000	0.1624	1,212,000
47	江差町	4,960,000	0.1953	3,495,000	0.1973	1,465,000
48	上ノ国町	3,744,000	0.1474	2,627,000	0.1483	1,117,000

No.	区 分	令和5年度		令和4年度		増減比較
		負担金額 (円)	構成比 (%)	負担金額 (円)	構成比 (%)	負担金額 (円)
49	厚沢部町	3,341,000	0.1315	2,342,000	0.1322	999,000
50	乙部町	3,318,000	0.1306	2,333,000	0.1317	985,000
51	奥尻町	2,622,000	0.1032	1,852,000	0.1045	770,000
52	今金町	4,040,000	0.1590	2,836,000	0.1601	1,204,000
53	せたな町	5,573,000	0.2194	3,954,000	0.2232	1,619,000
54	島牧村	2,145,000	0.0844	1,519,000	0.0857	626,000
55	寿都町	2,865,000	0.1128	2,026,000	0.1144	839,000
56	黒松内町	2,832,000	0.1115	1,999,000	0.1128	833,000
57	蘭越町	3,695,000	0.1455	2,588,000	0.1461	1,107,000
58	ニセコ町	3,424,000	0.1348	2,376,000	0.1341	1,048,000
59	真狩村	2,366,000	0.0931	1,665,000	0.0940	701,000
60	留寿都村	2,214,000	0.0872	1,540,000	0.0869	674,000
61	喜茂別町	2,491,000	0.0981	1,754,000	0.0990	737,000
62	京極町	2,802,000	0.1103	1,960,000	0.1106	842,000
63	倶知安町	7,208,000	0.2838	5,090,000	0.2873	2,118,000
64	共和町	4,069,000	0.1602	2,857,000	0.1613	1,212,000
65	岩内町	6,984,000	0.2749	4,882,000	0.2756	2,102,000
66	泊村	2,239,000	0.0881	1,574,000	0.0888	665,000
67	神恵内村	1,840,000	0.0724	1,294,000	0.0730	546,000
68	積丹町	2,502,000	0.0985	1,746,000	0.0986	756,000
69	古平町	2,973,000	0.1170	2,093,000	0.1181	880,000
70	仁木町	3,066,000	0.1207	2,155,000	0.1216	911,000
71	余市町	10,308,000	0.4058	7,234,000	0.4083	3,074,000
72	赤井川村	1,916,000	0.0754	1,338,000	0.0755	578,000
73	南幌町	4,839,000	0.1905	3,376,000	0.1906	1,463,000
74	奈井江町	4,106,000	0.1616	2,905,000	0.1640	1,201,000
75	上砂川町	3,030,000	0.1193	2,154,000	0.1216	876,000
76	由仁町	4,021,000	0.1583	2,825,000	0.1595	1,196,000
77	長沼町	6,621,000	0.2607	4,631,000	0.2614	1,990,000
78	栗山町	7,350,000	0.2894	5,103,000	0.2880	2,247,000
79	月形町	3,051,000	0.1201	2,126,000	0.1200	925,000
80	浦臼町	2,361,000	0.0929	1,668,000	0.0942	693,000
81	新十津川町	4,786,000	0.1884	3,326,000	0.1877	1,460,000
82	妹背牛町	3,008,000	0.1184	2,112,000	0.1192	896,000
83	秩父別町	2,704,000	0.1065	1,896,000	0.1070	808,000
84	雨竜町	2,618,000	0.1031	1,812,000	0.1023	806,000
85	北竜町	2,416,000	0.0951	1,692,000	0.0955	724,000
86	沼田町	3,081,000	0.1213	2,146,000	0.1211	935,000
87	鷹栖町	4,586,000	0.1805	3,190,000	0.1801	1,396,000
88	当麻町	4,764,000	0.1875	3,348,000	0.1890	1,416,000
89	比布町	3,359,000	0.1322	2,353,000	0.1328	1,006,000
90	愛別町	2,912,000	0.1146	2,047,000	0.1155	865,000
91	上川町	3,329,000	0.1311	2,333,000	0.1317	996,000
92	上富良野町	6,194,000	0.2438	4,322,000	0.2440	1,872,000
93	中富良野町	3,796,000	0.1494	2,647,000	0.1494	1,149,000
94	南富良野町	2,570,000	0.1012	1,784,000	0.1007	786,000
95	占冠村	1,918,000	0.0755	1,340,000	0.0756	578,000
96	和寒町	3,209,000	0.1263	2,280,000	0.1287	929,000
97	剣淵町	2,957,000	0.1164	2,073,000	0.1170	884,000
98	下川町	3,033,000	0.1194	2,143,000	0.1210	890,000
99	美深町	3,551,000	0.1398	2,517,000	0.1421	1,034,000
100	音威子府村	1,720,000	0.0677	1,202,000	0.0678	518,000
101	中川町	2,164,000	0.0852	1,525,000	0.0861	639,000
102	幌加内町	2,141,000	0.0843	1,514,000	0.0855	627,000
103	増毛町	3,566,000	0.1404	2,553,000	0.1441	1,013,000
104	小平町	2,992,000	0.1178	2,097,000	0.1184	895,000

No.	区 分	令和5年度		令和4年度		増減比較
		負担金額 (円)	構成比 (%)	負担金額 (円)	構成比 (%)	負担金額 (円)
105	苫前町	2,990,000	0.1177	2,122,000	0.1198	868,000
106	羽幌町	4,997,000	0.1967	3,500,000	0.1976	1,497,000
107	初山別村	1,999,000	0.0787	1,407,000	0.0794	592,000
108	遠別町	2,717,000	0.1070	1,915,000	0.1081	802,000
109	天塩町	2,760,000	0.1087	1,945,000	0.1098	815,000
110	猿払村	2,465,000	0.0970	1,714,000	0.0967	751,000
111	浜頓別町	3,040,000	0.1197	2,105,000	0.1188	935,000
112	中頓別町	2,287,000	0.0900	1,589,000	0.0897	698,000
113	枝幸町	4,958,000	0.1952	3,507,000	0.1980	1,451,000
114	豊富町	3,154,000	0.1242	2,210,000	0.1247	944,000
115	礼文町	2,520,000	0.0992	1,772,000	0.1000	748,000
116	利尻町	2,420,000	0.0953	1,698,000	0.0958	722,000
117	利尻富士町	2,577,000	0.1015	1,833,000	0.1035	744,000
118	幌延町	2,371,000	0.0933	1,674,000	0.0945	697,000
119	美幌町	10,329,000	0.4066	7,213,000	0.4071	3,116,000
120	津別町	3,790,000	0.1492	2,680,000	0.1513	1,110,000
121	斜里町	6,452,000	0.2540	4,552,000	0.2569	1,900,000
122	清里町	3,428,000	0.1350	2,385,000	0.1346	1,043,000
123	小清水町	3,727,000	0.1467	2,607,000	0.1472	1,120,000
124	訓子府町	3,843,000	0.1513	2,687,000	0.1517	1,156,000
125	置戸町	2,972,000	0.1170	2,070,000	0.1168	902,000
126	佐呂間町	3,886,000	0.1530	2,724,000	0.1538	1,162,000
127	遠軽町	10,852,000	0.4272	7,648,000	0.4317	3,204,000
128	湧別町	5,630,000	0.2216	3,997,000	0.2256	1,633,000
129	滝上町	2,769,000	0.1090	1,954,000	0.1103	815,000
130	興部町	3,132,000	0.1234	2,176,000	0.1228	956,000
131	西興部村	1,969,000	0.0775	1,378,000	0.0778	591,000
132	雄武町	3,411,000	0.1343	2,402,000	0.1356	1,009,000
133	大空町	4,675,000	0.1840	3,282,000	0.1853	1,393,000
134	豊浦町	3,239,000	0.1275	2,279,000	0.1286	960,000
135	壮瞥町	2,667,000	0.1050	1,872,000	0.1057	795,000
136	白老町	10,122,000	0.3985	7,073,000	0.3992	3,049,000
137	厚真町	3,656,000	0.1439	2,550,000	0.1439	1,106,000
138	洞爺湖町	5,839,000	0.2299	4,109,000	0.2319	1,730,000
139	安平町	5,130,000	0.2020	3,580,000	0.2021	1,550,000
140	むかわ町	5,306,000	0.2089	3,708,000	0.2093	1,598,000
141	日高町	6,787,000	0.2672	4,773,000	0.2694	2,014,000
142	平取町	3,702,000	0.1457	2,582,000	0.1457	1,120,000
143	新冠町	3,742,000	0.1473	2,650,000	0.1496	1,092,000
144	浦河町	6,765,000	0.2663	4,775,000	0.2695	1,990,000
145	様似町	3,473,000	0.1367	2,429,000	0.1371	1,044,000
146	えりも町	3,348,000	0.1318	2,351,000	0.1327	997,000
147	新ひだか町	11,181,000	0.4402	7,833,000	0.4421	3,348,000
148	音更町	20,200,000	0.7952	14,126,000	0.7973	6,074,000
149	士幌町	4,125,000	0.1624	2,889,000	0.1631	1,236,000
150	上士幌町	3,786,000	0.1490	2,661,000	0.1502	1,125,000
151	鹿追町	3,761,000	0.1481	2,620,000	0.1479	1,141,000
152	新得町	4,317,000	0.1700	3,045,000	0.1719	1,272,000
153	清水町	5,984,000	0.2356	4,216,000	0.2380	1,768,000
154	芽室町	9,358,000	0.3684	6,494,000	0.3666	2,864,000
155	中札内村	3,166,000	0.1246	2,213,000	0.1249	953,000
156	更別村	2,893,000	0.1139	2,005,000	0.1132	888,000
157	大樹町	4,059,000	0.1598	2,816,000	0.1589	1,243,000
158	広尾町	4,626,000	0.1821	3,245,000	0.1832	1,381,000
159	幕別町	13,358,000	0.5259	9,302,000	0.5251	4,056,000
160	池田町	4,863,000	0.1914	3,400,000	0.1919	1,463,000

No.	区 分	令和5年度		令和4年度		増減比較
		負担金額 (円)	構成比 (%)	負担金額 (円)	構成比 (%)	負担金額 (円)
161	豊頃町	2,999,000	0.1181	2,105,000	0.1188	894,000
162	本別町	4,799,000	0.1889	3,398,000	0.1918	1,401,000
163	足寄町	4,793,000	0.1887	3,372,000	0.1903	1,421,000
164	陸別町	2,617,000	0.1030	1,828,000	0.1032	789,000
165	浦幌町	3,705,000	0.1459	2,631,000	0.1485	1,074,000
166	釧路町	9,175,000	0.3613	6,385,000	0.3604	2,790,000
167	厚岸町	5,579,000	0.2196	3,928,000	0.2217	1,651,000
168	浜中町	3,767,000	0.1484	2,644,000	0.1492	1,123,000
169	標茶町	4,792,000	0.1887	3,371,000	0.1903	1,421,000
170	弟子屈町	4,826,000	0.1900	3,383,000	0.1910	1,443,000
171	鶴居村	2,503,000	0.0985	1,762,000	0.0995	741,000
172	白糠町	5,182,000	0.2040	3,626,000	0.2047	1,556,000
173	別海町	7,341,000	0.2891	5,169,000	0.2918	2,172,000
174	中標津町	10,520,000	0.4142	7,338,000	0.4142	3,182,000
175	標津町	3,610,000	0.1421	2,532,000	0.1429	1,078,000
176	羅臼町	3,390,000	0.1335	2,400,000	0.1355	990,000
177	大雪地区広域連合	17,236,000	0.6785	12,012,000	0.6780	5,224,000
	計	2,540,152,000	100.0000	1,771,622,000	100.0000	768,530,000

【別表2】

保険料等負担金及び療養給付費負担金【医療会計】

No.	区分	保険料負担金 (延滞金を含む)		保険基盤安定負担金		保険料等負担金 (円)	療養給付費負担金 (円)	構成比 (%)
		(円)	(%)	(円)	(%)			
	全道計	64,218,822,814	100.0000	71,910,079,009	100.0000	136,128,901,823	71,910,079,009	100.0000
1	札幌市	23,387,972,214	36.4192	25,095,311,109	34.8982	48,483,283,323	25,095,311,109	34.8982
2	函館市	3,193,515,069	4.9729	3,943,947,185	5.4846	7,137,462,254	3,943,947,185	5.4846
3	小樽市	1,617,864,263	2.5193	2,136,724,187	2.9714	3,754,588,450	2,136,724,187	2.9714
4	旭川市	4,077,414,021	6.3492	4,620,745,875	6.4257	8,698,159,896	4,620,745,875	6.4257
5	室蘭市	1,142,322,288	1.7788	1,563,944,827	2.1749	2,706,267,115	1,563,944,827	2.1749
6	釧路市	1,975,925,490	3.0769	2,210,363,002	3.0738	4,186,288,492	2,210,363,002	3.0738
7	帯広市	1,964,504,971	3.0591	1,753,220,261	2.4381	3,717,725,232	1,753,220,261	2.4381
8	北見市	1,441,178,268	2.2442	1,399,264,518	1.9459	2,840,442,786	1,399,264,518	1.9459
9	夕張市	124,043,423	0.1932	149,198,987	0.2075	273,242,410	149,198,987	0.2075
10	岩見沢市	1,082,072,668	1.6850	1,230,372,436	1.7110	2,312,445,104	1,230,372,436	1.7110
11	網走市	448,902,933	0.6990	376,724,271	0.5239	825,627,204	376,724,271	0.5239
12	留萌市	248,538,300	0.3870	304,563,045	0.4235	553,101,345	304,563,045	0.4235
13	苫小牧市	1,809,458,748	2.8176	1,819,871,615	2.5308	3,629,330,363	1,819,871,615	2.5308
14	稚内市	413,991,780	0.6447	289,817,930	0.4030	703,809,710	289,817,930	0.4030
15	美唄市	264,984,735	0.4126	393,391,913	0.5471	658,376,648	393,391,913	0.5471
16	芦別市	180,253,800	0.2807	337,270,175	0.4690	517,523,975	337,270,175	0.4690
17	江別市	1,500,642,355	2.3368	1,643,232,923	2.2851	3,143,875,278	1,643,232,923	2.2851
18	赤平市	144,142,317	0.2245	256,159,737	0.3562	400,302,054	256,159,737	0.3562
19	紋別市	280,098,920	0.4362	256,075,821	0.3561	536,174,741	256,075,821	0.3561
20	士別市	231,268,000	0.3601	247,340,979	0.3440	478,608,979	247,340,979	0.3440
21	名寄市	310,975,062	0.4842	372,343,903	0.5178	683,318,965	372,343,903	0.5178
22	三笠市	114,375,250	0.1780	170,356,517	0.2369	284,731,767	170,356,517	0.2369
23	根室市	314,865,803	0.4902	284,235,167	0.3953	599,100,970	284,235,167	0.3953
24	千歳市	982,703,568	1.5302	1,003,366,334	1.3953	1,986,069,902	1,003,366,334	1.3953
25	滝川市	476,917,385	0.7426	691,130,552	0.9611	1,168,047,937	691,130,552	0.9611
26	砂川市	234,157,700	0.3646	297,922,209	0.4143	532,079,909	297,922,209	0.4143
27	歌志内市	46,197,487	0.0719	66,904,845	0.0930	113,102,332	66,904,845	0.0930
28	深川市	274,381,300	0.4273	423,214,719	0.5885	697,596,019	423,214,719	0.5885
29	富良野市	248,469,100	0.3869	314,405,216	0.4372	562,874,316	314,405,216	0.4372
30	登別市	653,416,290	1.0175	916,491,273	1.2745	1,569,907,563	916,491,273	1.2745
31	恵庭市	842,356,862	1.3117	865,664,813	1.2038	1,708,021,675	865,664,813	1.2038
32	伊達市	469,218,000	0.7307	626,899,795	0.8718	1,096,117,795	626,899,795	0.8718
33	北広島市	841,393,281	1.3102	872,705,814	1.2136	1,714,099,095	872,705,814	1.2136
34	石狩市	751,101,557	1.1696	876,739,136	1.2192	1,627,840,693	876,739,136	1.2192
35	北斗市	439,559,200	0.6845	653,375,946	0.9085	1,092,935,146	653,375,946	0.9086
36	当別町	189,227,300	0.2947	284,196,572	0.3952	473,423,872	284,196,572	0.3952
37	新篠津村	43,771,400	0.0682	51,720,993	0.0719	95,492,393	51,720,993	0.0719
38	松前町	76,092,600	0.1185	145,221,946	0.2019	221,314,546	145,221,946	0.2019
39	福島町	41,060,100	0.0639	77,379,683	0.1076	118,439,783	77,379,683	0.1076
40	知内町	49,291,200	0.0768	56,249,950	0.0782	105,541,150	56,249,950	0.0782
41	木古内町	57,066,800	0.0889	61,781,716	0.0859	118,848,516	61,781,716	0.0859
42	七飯町	333,298,529	0.5190	434,130,734	0.6037	767,429,263	434,130,734	0.6037
43	鹿部町	50,264,300	0.0783	52,159,323	0.0725	102,423,623	52,159,323	0.0725
44	森町	169,401,892	0.2638	202,116,518	0.2811	371,518,410	202,116,518	0.2811
45	八雲町	171,101,861	0.2664	236,039,713	0.3282	407,141,574	236,039,713	0.3282
46	長万部町	68,954,800	0.1074	98,626,059	0.1372	167,580,859	98,626,059	0.1372
47	江差町	86,567,800	0.1347	103,460,543	0.1439	190,028,343	103,460,543	0.1439
48	上ノ国町	50,780,300	0.0791	88,859,714	0.1236	139,640,014	88,859,714	0.1236
49	厚沢部町	55,504,700	0.0864	72,146,241	0.1003	127,650,941	72,146,241	0.1003
50	乙部町	44,087,800	0.0686	56,038,864	0.0779	100,126,664	56,038,864	0.0779

No.	区分	保険料負担金 (延滞金を含む)		保険基盤安定負担金		保険料等負担金 (円)	療養給付費負担金 (円)	構成比 (%)
		(円)	(%)	(円)	(%)			
51	奥尻町	24,960,100	0.0389	25,573,782	0.0357	50,533,882	25,573,782	0.0356
52	今金町	60,174,800	0.0936	83,099,742	0.1157	143,274,542	83,099,742	0.1156
53	せたな町	98,980,900	0.1541	183,859,373	0.2557	282,840,273	183,859,373	0.2557
54	島牧村	14,353,800	0.0223	26,474,439	0.0368	40,828,239	26,474,439	0.0368
55	寿都町	34,392,900	0.0536	58,594,800	0.0815	92,987,700	58,594,800	0.0815
56	黒松内町	28,509,700	0.0444	38,052,575	0.0529	66,562,275	38,052,575	0.0529
57	蘭越町	61,080,600	0.0951	72,163,209	0.1004	133,243,809	72,163,209	0.1004
58	二七コ町	41,723,700	0.0650	32,747,121	0.0455	74,470,821	32,747,121	0.0455
59	真狩村	25,444,900	0.0396	29,071,026	0.0404	54,515,926	29,071,026	0.0404
60	留寿都村	19,052,000	0.0297	25,718,419	0.0358	44,770,419	25,718,419	0.0358
61	喜茂別町	33,143,800	0.0516	33,651,272	0.0468	66,795,072	33,651,272	0.0468
62	京極町	37,476,600	0.0584	55,114,120	0.0766	92,590,720	55,114,120	0.0766
63	倶知安町	136,068,600	0.2119	136,035,642	0.1892	272,104,242	136,035,642	0.1892
64	共和町	63,940,800	0.0996	85,143,187	0.1184	149,083,987	85,143,187	0.1184
65	岩内町	122,915,195	0.1913	189,555,927	0.2635	312,471,122	189,555,927	0.2636
66	泊村	24,842,100	0.0387	27,302,876	0.0380	52,144,976	27,302,876	0.0380
67	神恵内村	9,144,400	0.0142	8,618,598	0.0120	17,762,998	8,618,598	0.0120
68	積丹町	26,453,500	0.0412	48,393,928	0.0673	74,847,428	48,393,928	0.0673
69	古平町	37,712,770	0.0587	61,870,028	0.0860	99,582,798	61,870,028	0.0860
70	仁木町	46,588,500	0.0725	53,438,814	0.0743	100,027,314	53,438,814	0.0743
71	余市町	242,579,000	0.3777	330,411,743	0.4595	572,990,743	330,411,743	0.4595
72	赤井川村	10,127,600	0.0158	9,212,021	0.0128	19,339,621	9,212,021	0.0128
73	南幌町	87,927,900	0.1369	129,730,954	0.1804	217,658,854	129,730,954	0.1804
74	奈井江町	67,382,800	0.1049	107,497,428	0.1495	174,880,228	107,497,428	0.1495
75	上砂川町	38,453,000	0.0599	55,279,268	0.0769	93,732,268	55,279,268	0.0769
76	由仁町	69,031,500	0.1075	111,216,628	0.1547	180,248,128	111,216,628	0.1547
77	長沼町	151,980,600	0.2367	155,929,712	0.2168	307,910,312	155,929,712	0.2168
78	栗山町	161,289,209	0.2512	231,543,271	0.3220	392,832,480	231,543,271	0.3220
79	月形町	39,668,500	0.0618	75,951,973	0.1056	115,620,473	75,951,973	0.1056
80	浦臼町	23,845,500	0.0371	45,713,117	0.0636	69,558,617	45,713,117	0.0636
81	新十津川町	87,672,000	0.1365	140,972,541	0.1960	228,644,541	140,972,541	0.1960
82	妹背牛町	40,206,900	0.0626	64,337,337	0.0895	104,544,237	64,337,337	0.0895
83	秩父別町	31,669,100	0.0493	54,130,382	0.0753	85,799,482	54,130,382	0.0753
84	雨竜町	28,816,600	0.0449	50,230,999	0.0699	79,047,599	50,230,999	0.0699
85	北竜町	24,058,200	0.0375	34,699,989	0.0483	58,758,189	34,699,989	0.0483
86	沼田町	46,746,000	0.0728	70,694,070	0.0983	117,440,070	70,694,070	0.0983
87	鷹栖町	77,303,400	0.1204	92,782,241	0.1290	170,085,641	92,782,241	0.1290
88	当麻町	90,946,000	0.1416	106,796,149	0.1485	197,742,149	106,796,149	0.1485
89	比布町	47,167,000	0.0734	75,929,762	0.1056	123,096,762	75,929,762	0.1056
90	愛別町	35,576,400	0.0554	58,645,990	0.0816	94,222,390	58,645,990	0.0816
91	上川町	45,291,349	0.0705	76,899,278	0.1069	122,190,627	76,899,278	0.1069
92	上富良野町	116,245,500	0.1810	146,787,220	0.2041	263,032,720	146,787,220	0.2041
93	中富良野町	52,394,600	0.0816	79,281,018	0.1102	131,675,618	79,281,018	0.1102
94	南富良野町	26,240,300	0.0409	31,263,555	0.0435	57,503,855	31,263,555	0.0435
95	占冠村	12,595,600	0.0196	9,293,311	0.0129	21,888,911	9,293,311	0.0129
96	和寒町	42,676,700	0.0665	82,170,780	0.1143	124,847,480	82,170,780	0.1143
97	剣淵町	38,263,400	0.0596	46,039,002	0.0640	84,302,402	46,039,002	0.0640
98	下川町	40,198,100	0.0626	52,536,636	0.0731	92,734,736	52,536,636	0.0731
99	美深町	52,752,980	0.0821	62,748,971	0.0873	115,501,951	62,748,971	0.0873
100	音威子府村	7,558,300	0.0118	11,178,707	0.0155	18,737,007	11,178,707	0.0155
101	中川町	20,485,800	0.0318	20,824,771	0.0290	41,310,571	20,824,771	0.0290
102	幌加内町	20,775,300	0.0323	14,692,511	0.0204	35,467,811	14,692,511	0.0204
103	増毛町	56,052,876	0.0873	45,859,670	0.0638	101,912,546	45,859,670	0.0638
104	小平町	35,996,400	0.0560	58,313,880	0.0811	94,310,280	58,313,880	0.0811
105	苫前町	40,743,750	0.0634	58,154,877	0.0809	98,898,627	58,154,877	0.0809
106	羽幌町	91,747,200	0.1429	116,443,404	0.1619	208,190,604	116,443,404	0.1619

No.	区分	保険料負担金 (延滞金を含む)		保険基盤安定負担金		保険料等負担金 (円)	療養給付費負担金 (円)	構成比 (%)
		(円)	(%)	(円)	(%)			
107	初山別村	16,305,300	0.0254	13,414,517	0.0187	29,719,817	13,414,517	0.0187
108	遠別町	36,862,000	0.0573	23,382,511	0.0325	60,244,511	23,382,511	0.0325
109	天塩町	37,604,800	0.0586	37,265,542	0.0518	74,870,342	37,265,542	0.0518
110	猿払村	28,126,200	0.0438	17,900,734	0.0249	46,026,934	17,900,734	0.0249
111	浜頓別町	65,372,550	0.1018	44,523,504	0.0619	109,896,054	44,523,504	0.0619
112	中頓別町	19,368,300	0.0302	40,833,035	0.0568	60,201,335	40,833,035	0.0568
113	枝幸町	114,092,000	0.1777	74,538,787	0.1037	188,630,787	74,538,787	0.1037
114	豊富町	40,625,000	0.0633	34,790,605	0.0484	75,415,605	34,790,605	0.0484
115	礼文町	44,112,200	0.0687	16,580,467	0.0231	60,692,667	16,580,467	0.0231
116	利尻町	38,880,300	0.0605	20,305,387	0.0282	59,185,687	20,305,387	0.0282
117	利尻富士町	28,594,500	0.0445	31,276,110	0.0435	59,870,610	31,276,110	0.0435
118	幌延町	19,446,700	0.0303	21,311,467	0.0296	40,758,167	21,311,467	0.0296
119	美幌町	245,236,000	0.3819	226,962,988	0.3156	472,198,988	226,962,988	0.3156
120	津別町	64,044,500	0.0997	83,801,641	0.1165	147,846,141	83,801,641	0.1165
121	斜里町	143,886,101	0.2241	125,973,926	0.1752	269,860,027	125,973,926	0.1752
122	清里町	60,429,200	0.0941	39,053,302	0.0543	99,482,502	39,053,302	0.0543
123	小清水町	78,949,000	0.1229	63,845,774	0.0888	142,794,774	63,845,774	0.0888
124	訓子府町	71,256,300	0.1110	69,190,318	0.0962	140,446,618	69,190,318	0.0962
125	置戸町	37,361,100	0.0582	78,982,268	0.1098	116,343,368	78,982,268	0.1098
126	佐呂間町	69,756,500	0.1086	84,885,144	0.1180	154,641,644	84,885,144	0.1180
127	遠軽町	263,180,723	0.4098	280,783,662	0.3905	543,964,385	280,783,662	0.3905
128	湧別町	115,182,400	0.1794	112,784,243	0.1568	227,966,643	112,784,243	0.1568
129	滝上町	32,505,400	0.0506	44,010,722	0.0612	76,516,122	44,010,722	0.0612
130	興部町	53,439,500	0.0832	48,529,522	0.0675	101,969,022	48,529,522	0.0675
131	西興部村	9,981,700	0.0155	12,847,856	0.0179	22,829,556	12,847,856	0.0179
132	雄武町	59,739,000	0.0930	50,605,428	0.0704	110,344,428	50,605,428	0.0704
133	大空町	95,114,900	0.1481	93,513,131	0.1300	188,628,031	93,513,131	0.1300
134	豊浦町	38,603,100	0.0601	74,607,425	0.1037	113,210,525	74,607,425	0.1037
135	壮瞥町	35,227,900	0.0549	53,736,315	0.0747	88,964,215	53,736,315	0.0747
136	白老町	261,475,408	0.4072	307,839,184	0.4281	569,314,592	307,839,184	0.4281
137	厚真町	58,069,600	0.0904	49,841,681	0.0693	107,911,281	49,841,681	0.0693
138	洞爺湖町	115,256,700	0.1795	217,620,216	0.3026	332,876,916	217,620,216	0.3026
139	安平町	110,630,300	0.1723	106,147,389	0.1476	216,777,689	106,147,389	0.1476
140	むかわ町	109,718,466	0.1708	120,047,029	0.1669	229,765,495	120,047,029	0.1669
141	日高町	142,372,714	0.2217	139,470,622	0.1940	281,843,336	139,470,622	0.1940
142	平取町	65,156,620	0.1015	59,842,995	0.0832	124,999,615	59,842,995	0.0832
143	新冠町	61,591,700	0.0959	84,846,352	0.1180	146,438,052	84,846,352	0.1180
144	浦河町	135,488,064	0.2110	149,548,562	0.2080	285,036,626	149,548,562	0.2080
145	様似町	65,199,900	0.1015	64,515,260	0.0897	129,715,160	64,515,260	0.0897
146	えりも町	53,166,100	0.0828	51,594,703	0.0717	104,760,803	51,594,703	0.0717
147	新ひだか町	258,455,689	0.4025	299,069,429	0.4159	557,525,118	299,069,429	0.4159
148	音更町	523,646,200	0.8154	465,671,083	0.6476	989,317,283	465,671,083	0.6476
149	士幌町	81,042,800	0.1262	74,884,899	0.1041	155,927,699	74,884,899	0.1041
150	上士幌町	66,018,800	0.1028	59,094,760	0.0822	125,113,560	59,094,760	0.0822
151	鹿追町	76,642,300	0.1193	52,520,141	0.0730	129,162,441	52,520,141	0.0730
152	新得町	81,536,500	0.1270	73,255,257	0.1019	154,791,757	73,255,257	0.1019
153	清水町	135,602,600	0.2112	129,855,461	0.1806	265,458,061	129,855,461	0.1806
154	芽室町	243,844,740	0.3797	196,060,812	0.2726	439,905,552	196,060,812	0.2726
155	中札内村	53,579,600	0.0834	53,210,926	0.0740	106,790,526	53,210,926	0.0740
156	更別村	44,835,000	0.0698	33,446,607	0.0465	78,281,607	33,446,607	0.0465
157	大樹町	73,688,700	0.1147	70,457,480	0.0980	144,146,180	70,457,480	0.0980
158	広尾町	83,205,400	0.1296	99,553,208	0.1384	182,758,608	99,553,208	0.1384
159	幕別町	345,411,968	0.5379	361,089,274	0.5021	706,501,242	361,089,274	0.5021
160	池田町	110,509,400	0.1721	121,929,948	0.1696	232,439,348	121,929,948	0.1696
161	豊頃町	50,577,500	0.0788	33,923,753	0.0472	84,501,253	33,923,753	0.0472
162	本別町	101,700,664	0.1584	94,518,297	0.1314	196,218,961	94,518,297	0.1314

No.	区 分	保険料負担金 (延滞金を含む)		保険基盤安定負担金		保険料等負担金 (円)	療養給付費負担金 (円)	構成比 (%)
		(円)	(%)	(円)	(%)			
163	足寄町	94,826,700	0.1477	106,261,827	0.1478	201,088,527	106,261,827	0.1478
164	陸別町	30,284,976	0.0472	29,795,479	0.0414	60,080,455	29,795,479	0.0414
165	浦幌町	67,635,500	0.1053	80,412,414	0.1118	148,047,914	80,412,414	0.1118
166	釧路町	173,416,640	0.2700	228,956,093	0.3184	402,372,733	228,956,093	0.3184
167	厚岸町	113,148,378	0.1762	133,270,057	0.1853	246,418,435	133,270,057	0.1853
168	浜中町	47,113,500	0.0734	50,203,245	0.0698	97,316,745	50,203,245	0.0698
169	標茶町	93,881,280	0.1462	106,743,273	0.1484	200,624,553	106,743,273	0.1484
170	弟子屈町	98,016,200	0.1526	106,250,009	0.1478	204,266,209	106,250,009	0.1478
171	鶴居村	34,530,000	0.0538	23,697,556	0.0330	58,227,556	23,697,556	0.0330
172	白糠町	97,855,400	0.1524	103,058,550	0.1433	200,913,950	103,058,550	0.1433
173	別海町	151,029,000	0.2352	133,735,456	0.1860	284,764,456	133,735,456	0.1860
174	中標津町	232,362,931	0.3618	210,318,779	0.2925	442,681,710	210,318,779	0.2925
175	標津町	69,543,859	0.1083	40,483,811	0.0563	110,027,670	40,483,811	0.0563
176	羅臼町	55,971,224	0.0872	20,072,063	0.0279	76,043,287	20,072,063	0.0279
177	大雪地区広域連合	322,421,800	0.5021	374,631,090	0.5210	697,052,890	374,631,090	0.5210
	計	64,218,822,814	100.0000	71,910,079,009	100.0000	136,128,901,823	71,910,079,009	100.0000

5 基金調書

この調書は、運営安定化基金及び財政調整基金の運用状況を示しており、その内容は次のとおりである。

(1) 運営安定化基金

本基金は、法第56条に規定する後期高齢者医療給付に係る財源の年度間の調整を行うとともに、法第125条第1項に規定する被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を円滑かつ効率的に実施することを目的として、北海道後期高齢者医療広域連合運営安定化基金条例に基づき設置している。

基金の財源は保険料であり、令和5年度では令和4年度剰余分112億3,589万4,693円を基金へ積み立てているほか、利子収入88万1,449円を積み立てている。

そのほか、令和4年度の保険者インセンティブ交付金（特別調整交付金）について、発生した2億9,462万9,729円の充当残は、将来の保健事業財源とすべく運営安定化基金に積み立てている。

また、120億4,981万8,000円を取り崩して年度間の財政調整を行った。

(単位：円)

区 分	令和4年度末 現在高 A (R5.3.31現在)	令和5年度			令和5年度末 現在高 A+B (R6.3.31現在)
		増	減	計	
預 金	17,949,375,556	11,531,405,871	12,049,818,000	▲ 518,412,129	17,430,963,427

(2) 財政調整基金

本基金は、財政の健全な運営及び臨時的な施策等に対応することを目的として、地方自治法（以下「自治法」という。）第241条及び北海道後期高齢者医療広域連合財政調整基金条例（以下「財政調整基金条例」という。）に基づき設置している。

各会計年度において決算上剰余金が生じたときは、自治法第233条の2により条例の定めで翌年度に繰り越さずに基金に編入することができる。また、地方財政法第7条第1項により、当該剰余金のうち2分の1を下らない金額は翌々年度までに積立等の財源に充てなければならない。

これらを踏まえ、財政調整基金条例では剰余金の2分の1を下らない額を基金に積み立てること（第2条第2項）及び基金への積立は翌年度の予算に編入しないで行うこと（同条第3項）を定めており、令和5年度においては、令和4年度一般会計決算の剰余金2億1,487万8,215円の2分の1を超える1億744万円及び預金利子1万2,781円をあわせて1億745万2,781円を財政調整基金に積み立てている。

また、次期電算システム更改費用に充てる2億1,026万9,000円と預金利子2万6,460円も積み立てており、令和4年度市町村事務費負担金精算、標準システム機器更改業務及びクラウド化対応業務のための財源として6億7,833万円を取り崩している。

(単位：円)

区 分	令和4年度末 現在高 A (R5.3.31現在)	令和5年度			令和5年度末 現在高 A+B (R6.3.31現在)
		増	減	計	
預 金	726,384,499	317,748,241	678,330,000	▲ 360,581,759	365,802,740